

様式第1号

会 議 録

会議の名称	平成31年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議
開催日時	平成31年5月9日(木) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	所沢市役所 604 会議室
出席者	遠藤 和幸 (埼玉県所沢児童相談所) 佐藤 耕一 (埼玉県所沢警察署 生活安全課長) 大河原 治平 (埼玉県西部消防組合) 川南 勝彦 (埼玉県狭山保健所) 浅野 貴子 (防衛医科大学校病院) 小村 伸朗 (独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院) 京谷 圭子 (所沢市医師会) 笹原 誠 (所沢市歯科医師会) 有田 洋子 (埼玉県助産師会所沢地区) 木村 幸子 (所沢人権擁護委員協議会所沢部会) 二上 清次 (所沢市社会福祉協議会) 原 勉 (所沢市幼児教育振興協議会) 色川 俊之 (さいたま地方法務局所沢支局) 木村 岩雄 (埼玉県立所沢特別支援学校) 戸村 達男 (所沢市教育委員会学校教育部 代理) 井関 義邦 (所沢市立中学校長代表) 瀬能 幸則 (所沢市福祉部) 須田 浩美 (所沢市健康推進部 代理) 本田 静香 (所沢市こども未来部)
欠席者	本木 昇 (所沢市民生委員・児童委員連合会) 須澤 一男 (青少年育成所沢市民会議) 成田 仁 (所沢市立小学校長代表)
説明者の職・氏名	なし
議 題	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 議題 (1) 平成30年度事業報告(案)について (2) 平成31年度事業計画(案)について (3) その他
会議資料	・平成31年度所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 次第 ・平成31年度所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 委員名簿 ・平成31年度所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議資料 ・所沢市児童虐待対応マニュアル ・埼玉県所沢児童相談所における相談状況等

担当部課名	こども未来部：本田部長 こども支援課：市來参事、並木主幹、竹内主査、今井保健師、嶋田主事 【事務局】：こども未来部 こども支援課 こども相談センター 電話 04-2998-9129
-------	---

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 あいさつ 大館勉所沢市副市長があいさつ</p> <p>4 議題 議事に入る前に、委員によって、下記のことが審議・決定された。 ○協議会設置要綱第 4 条の規定により、こども未来部本田部長が本協議会の会長となる。 ○会議は原則通りに公開とする。ただし、個人に関する情報を取り扱う議題については、非公開とする。 ○会議録は、要約方式で記録し、発言者名・答弁者名は公開とする。 ○公開の場合、傍聴者に対して会議資料を配布する。（傍聴者なし） ○会議録は会長の承認をもって確定する。</p> <p>以下、本田会長が進行。 会長の職務代理者は北田委員とすることが承認された。</p>
並木主幹	<p>(1) 平成 30 年度事業報告 「平成 30 年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（1～11 ページ）に沿って、下記 8 項目について報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議等の開催 2. 平成 30 年度 虐待相談受付状況 3. 年度別虐待相談受付状況 4. 進行管理台帳掲載状況 5. 平成 30 年度 養育支援訪問事業の実施状況 6. 平成 30 年度 居住実態が把握できない児童の対応状況 7. 平成 30 年度 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供の状況 8. 平成 30 年度の目標に対する評価
遠藤委員 並木主幹	<p>虐待相談と虐待通告の違いを説明してほしい(P4)。 虐待相談は、所属等からの虐待の疑いに関する相談を指す。虐待通告は、その場で虐待が発生している、明らかな痣傷がある、泣き声通告等を指す。</p>
遠藤委員 並木主幹	<p>継続指導の具体的な内容を説明してほしい(P4)。また同じ相談者より期間をあげ相談を受けた場合には、都度カウントしているか。 1 回の面接・電話相談のみで終了した場合は助言指導。同じ相談者から期間をあげ相談を受けた場合には都度カウントしており、継続指導になった場合は担当を決め継続的に支援している。</p>

大河原委員	消防の現場では虐待が疑われる時は通告するようにしているが、相手が“通告”と申し出た場合には全て通告としてカウントしてはどうか。また消防からの通告は、相談経路のどの場所に含まれるか。
並木主幹	相手が通告と申し出た場合は通告として対応しており、通告とするか判断に迷う場合は情報を収集し、検討した上で対応方法を決めている。 また消防からの通告は「その他」に分類している。
佐藤委員 並木主幹	所沢市児童虐待対応マニュアルは、外部に配布しているものか。 要保護児童対策地域協議会の関係機関に毎年配布している。マニュアルの内容は毎年見直しをしており、今年度も関係機関に配布予定。
佐藤委員	所沢市児童虐待対応マニュアル P8 に「警察に通告しましょう」と記載があるが、警察では「通告」ではなく「通報」という言葉を使用している。また、P10 の図式には通告先が市こども相談センター、所沢児童相談所、所沢警察署になっているが、本来は市こども相談センターから所沢市児童相談所や警察の流れではないのか？
並木主幹	通告者がどこへ通告するかにもよるが、児童が怪我などをしている場合は警察や消防へ通告、児の保護が必要な場合は所沢児童相談所、その他はこども相談センターと説明している。
本田議長	マニュアルの内容に関しては、毎年見直しを行っている。より分かり易い内容にするため、表記に関して意見等がある場合には都度事務局へ寄せてほしい。
遠藤委員	法令上「通告」という名称で統一している。「相談」と「通告」では意味が異なり、「相談」としてしまうと行政は対応しないのではないかと勘違いをする可能性があるため、P4(5)安全確認件数の表記は見直した方が良いのではないか。
並木主幹	意見として承る。 ○平成 30 年度の目標に対する評価について、原案のとおり承認された。
並木主幹	(2) 平成 31 年度事業計画（案）について 「平成 31 年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（12～14 ページ）に沿って、下記 4 項目について報告した。 1. 会議等の開催 2. 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供 3. 養育支援訪問事業 4. 平成 31 年度の目標（案） ○平成 31 年度の事業計画が原案のとおり承認された。
遠藤委員	(3) その他 所沢児童相談所における相談状況等として、下記 6 項目について説明があった。 1. 設置・管轄地域 2. 相談種別受付状況

<p>佐藤委員</p>	<p>3. 児童虐待相談受付件数 4. 非行相談の状況 5. 措置状況 6-1. 一時保護受け入れ状況（所沢児相一時保護分） 6-2. 一時保護実施件数（所沢児相実施分） 補足：所沢児童相談所は、埼玉県内 8 市を管轄しており、管轄人口は 119 万人弱。県の児童相談所としては最も管轄人口が多い。</p> <p>所沢警察署における児童虐待事案に対する対応状況等について説明があった。</p> <p>一昨年に発生した近隣市での死亡事例を契機に、児童虐待事案への対応を強化している。昨年度、所沢児童相談所へ通告した児童は 448 名。前年度と比較すると 30 名程増加し、約 7%増加した。全県・全国の警察においても虐待通告は増加傾向にある。</p> <p>埼玉県では、児童相談所へ通告した児童数は 9891 名、前年度と比較し 23.9%増加しており過去最多となっている。</p> <p>増加している要因としては、死亡事案を受け警察の対応が強化していること、児童虐待に対する社会全体の意識が高まり、警察への通報が増加していることが背景にあると見られる。</p> <p>虐待種別としては、心理的虐待が 321 件(71.7%)、身体的虐待が 78 件(17.4%)、ネグレクトが 48 件(10.7%)、性的虐待が 1 件(0.2%)。</p> <p>迷子・非行・親子間のトラブル・保護者の自殺企図等の事案を取扱う際には、背景に虐待が隠れていることもあり得るので、市役所・児童相談所で把握している虐待情報を共有した上で対応している。</p> <p>今後も関係機関と連携して虐待防止に取り組みたいと考えている為、協力をお願いしたい。</p> <p>事務局より、平成 31 年 1 月 18 日に所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の 5 市による児童虐待防止に関する連携協定を締結した事を報告。今後、スキルアップと更なる連携強化のため、協定市間の職員が所沢市の研修・会議等に参加する事について、委員の承認を得た。</p> <p>5 閉会 事務局が閉会</p>
-------------	--